

町政を問う！



砂田雅一 議員

町立病院等の 労働環境について

問 町立病院の労働者と思われる方から、「過重労働」や「年休が取れない」などの理由で、多くの看護師が辞めているという意見が寄せられている。日本看護協会が出している数字に照らしても本町の病院の離職率が高くなっている。

労働組合がないという現状でも、一般の労働者と病院事業局との直接的な話し合いの場が必要ではないか。

答 職員と話し合う機会がなかったわけではない。労働組合は結成されていないが、労働環境について職員と話し合える機会

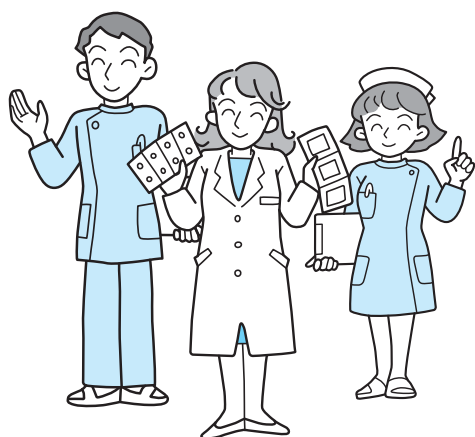
を設けるよう努めたい。

問 労働基準法では、労働組合がない場合は「労働者の過半数を代表する者との協定」が義務付けられているが、この「代表者」はどのように決めているのか。

答 大島病院では回覧投票。その他は投票を行って決めている。

問 年次有給休暇は、申請した日は原則的に断れないし、休む理由にかかわらず認めなければならぬとされている。

本人の申請どおりに認めているのか。



答 基本的には希望どおり取得できる。

問 年休取得の理由を書かせる必要はないと思うが。

答 協議のうえ、必要なしと判断した場合、削除は可能である。

国保制度の

県単位化について

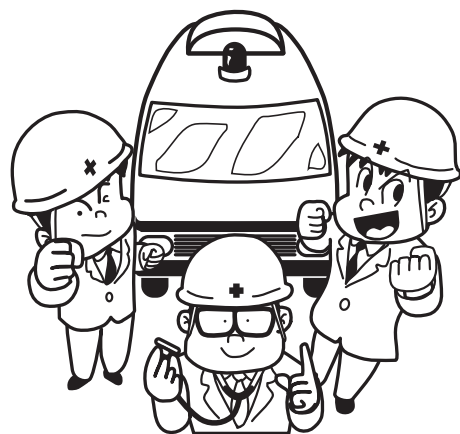
問 県から出された試算表によると、本町の来年度からの国保税は、一人当たり今よりも4,052円高くなり、90,806円になる。

今でも国保の税率や税額は、介護分の均等割を除く全てにおいて県平均値より高い。

また、今年度当初予算の民生常任委員会の審議でも、平成27年度と28年度の県内市町の税額を比較した資料が提出されたが、どの事例でも、本町の国保税は県下三番目か四番目に高くなっている。

これ以上国保税が高くならぬよう求める。

答 県は、国から示される数値



をもとに各市町の医療、所得水準等を考慮し、納付金等の算定を行う。

町は、県が示した数値を参考に保険料率の検討を行う。

問 本町の税率決定は自治事務であり、本町で自主的に決めるべきもの。

また、10月には町から県に対する意見が提出できる。その時に一般会計から国保会計への(赤字補填のための)繰入れを禁止(段階的解消)すると国保税がさらに高くなるので、禁止しないよう要望するべき。

答 意見書の内容については十分検討したい。